

【別紙】変更点

イデックスでんき約款

変更箇所	変更前	変更後				
17 使用電力量の計量	(5) 当社は、検針の結果、料金等を当社発行の請求書の送付、または当社ホームページ上のお客さま専用ページへの掲載によりお客さまにお知らせいたします。ただし、ペーパーレス割引を選択されたお客様については、請求書の送付を行いません。	(5) 当社は、検針の結果、料金等を当社発行の請求書の送付、または当社ホームページ上のお客さま専用ページへの掲載によりお客さまにお知らせいたします。ただし、請求書の郵送を「希望しない」を選択されたお客様については、請求書の送付を行いません。				
20 各種割引	<p>(2) ペーパーレス割引</p> <p>当社所定の様式にて当割引の申し込みをされたお客さまには、以下の割引を行います。当割引の申し込みをされたお客様には、請求書の発送を行いません。</p> <table border="1" data-bbox="378 762 1151 820"> <tr> <td>1月の電力量料金より</td> <td>55円</td> </tr> </table>	1月の電力量料金より	55円	削除		
1月の電力量料金より	55円					
20 各種割引	<p>(3) 契約継続割引</p> <p>当社規定のプランをご契約のお客さまで、かつ当社との契約期間が12か月を超えて継続しているお客さまには、12か月を超えた翌月以降、12か月ごとに、以下の割引を行います。動力を使用する需要のご契約は、期間の算定および料金割引の対象といたしません。また、複数契約の電気料金を一括して支払われる場合、その中で最も契約開始日が早いものを算定基準とします。</p> <table border="1" data-bbox="347 1211 1151 1275"> <tr> <td>1月の電力量料金より</td> <td>500円</td> </tr> </table>	1月の電力量料金より	500円	<p>(2) 契約継続割引</p> <p>当社規定のプランをご契約のお客さまで、かつ当社との契約期間が12か月を超えて継続しているお客さまには、12か月を超えた翌月以降、12か月ごとに、以下の割引を行います。動力を使用する需要のご契約は、期間の算定および料金割引の対象といたしません。また、複数契約の電気料金を一括して支払われる場合、その中で最も契約開始日が早いものを算定基準とします。</p> <table border="1" data-bbox="1272 1211 2076 1275"> <tr> <td>1月の電力量料金より</td> <td>500円</td> </tr> </table>	1月の電力量料金より	500円
1月の電力量料金より	500円					
1月の電力量料金より	500円					

変更箇所	変更前	変更後
20 各種割引	<p>(4) その他</p> <p>上記(1)(2)(3)のほか、当社が指定する割引を行うことがあります。割引対象、期間、割引額は事前に当社ホームページ等にてお知らせいたします。</p>	<p>(3) その他</p> <p>上記(1)(2)のほか、当社が指定する割引を行うことがあります。割引対象、期間、割引額は事前に当社ホームページ等にてお知らせいたします。</p>
22 料金その他の支払方法	<p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、お客さまが当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p>	<p>(1) お客さまが当社と電気の需給契約を締結する際には、イまたはロの方法を設定していただくものとし、料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を支払っていただく場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p>

変更箇所	変更前	変更後
23 延滞利息	<p>23 延滞利息</p> <p>(1)お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日が属する月の翌月 1 日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 22 (料金その他の支払方法) (1)ロにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。</p> <p>(2)延滞利息は、その算定の対象となる料金に年 10 パーセントの割合 (閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。) を乗じて算定してえた金額といたします。</p> <p>(3)延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p>	<p>23 請求書発行手数料・延滞利息</p> <p>(1)当社は原則として、請求書の発行につき以下に定める請求書発行手数料をお客さまに支払っていただきます。なお、請求書発行手数料は対象となる料金とあわせてお支払いただきます。</p> <p>請求書発行手数料は次のとおりといたします。</p> <p>・1 拠点あたり 220 円 (税込)</p> <p>(2)お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日が属する月の翌月 1 日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 22 (料金その他の支払方法) (1)ロにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。</p> <p>(3)延滞利息は、その算定の対象となる料金に年 10 パーセントの割合 (閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。) を乗じて算定してえた金額といたします。</p> <p>(4)延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いただきます。</p>

変更箇所	変更前	変更後
40 解約等	新規追加	<p>(4) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。なお、原則として事前にその旨をお客さまにお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合 ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合 ハ 支払停止の状態に陥った場合 ニ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合 ホ その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由があるとき ヘ お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明したとき ト この約款等および託送約款、関連法令・条例・規則等に反した場合 チ お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行った場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 長時間に及ぶ電話、大量の電子メール等により、当社の正常な業務を妨害する行為 ⑤ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑥ その他お客さまと当社との信頼関係を損なう一切の行為